

北信交貨第84号  
令和元年8月2日

各運輸支局長 殿

自動車交通部長  
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用  
自動車の数）変更の事前届出等について

標記について、自動車局貨物課長より別紙のとおり通達があったので、取扱  
いについて遺漏のないよう取り計らわれない。





国自貨第40号  
令和元年8月1日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の  
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）の施行に伴い、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の認可申請及び事前届出の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は、令和元年11月1日以降の申請又は届出について適用することとし、これに伴い、「貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」（平成2年10月26日貨陸第104号）は令和元年10月31日限りで廃止する。

記

1 事業計画変更認可申請

通達「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日国自貨第77号）4.（2）に定める事業用自動車の数の変更に係る認可申請の処理については、同通達に定める取扱いによること。

2 事業計画変更事前届出

（5）事前届出書については、実施にさきがけあらかじめ届出書を提出させることとされたい。

届出書の処理については、原則として届出書が提出された当日に、内容が真正であるかどうか等の確認をした上で、事業者証明書（連絡書）の発行を行うこと

とされたい。

ただし、繁忙期等において、必ずしも当日に処理することができない場合があること及び期間に余裕を持って届出してもらいたい旨、周知すること。

- (2) 事前届出書を受理する際には、次に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、(3)の各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続を終了させたい旨で届出を行うよう指導することとされたい。

① 既認可自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面積

② 車両配置平面図（面積に余裕のない場合に限る。）

- (3) 届出受理後、届出書の記載事項及び(2)に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。

① 当該届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合

② 既認可自動車車庫では、収容能力が不足すると認められる場合